

4 精神障害者保健福祉手帳について ★マイナンバー

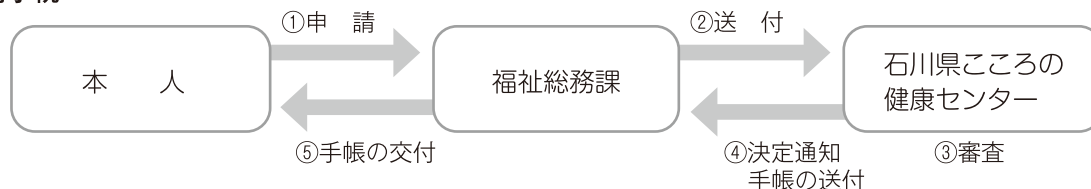
精神に障害があるため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方が手帳を申請できます。精神に障害のある方の社会参加、社会復帰の促進と自立を図ることを目的としています。

手帳には、1級～3級までの区分があります。

手帳の有効期間

交付日から2年後の月末までです。更新の申請は有効期限の3カ月前から出来ます。

申請手続



精神障害者保健福祉手帳の申請に必要な書類

※手帳の新規交付、更新には1カ月半から2カ月程度時間がかかります。

申請者の個人番号と申請書を提出する方の身元が確認できる書類が必要です。(共通)

区 分	お持ちいただくもの
新 規 交 付	①診断書（精神障害者保健福祉手帳用）で申請する場合 申請書、診断書（手帳用 ※精神疾患による初診から6ヶ月以上経過しているもの）、顔写真1枚（縦4cm×横3cm） ②障害年金証書で申請する場合 申請書、障害年金証書又は年金振込通知書、内容照会同意書、顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
更 新	①診断書（精神障害者保健福祉手帳用）で申請する場合 申請書、診断書（手帳用）、手帳の写し ②障害年金証書で申請する場合 申請書、障害年金証書又は年金振込通知書、内容照会同意書、手帳の写し
住所・氏名変更	申請書、手帳
県外より転入	申請書、石川県外で発行された手帳、顔写真1枚（縦4cm×横3cm）、同意書 （有効期限が1カ月以上残っていること。）
手 帳 再 発 行	申請書、手帳、顔写真1枚（縦4cm×横3cm）
手 帳 返 還	申請書、手帳

※顔写真は1年以内に撮影したもので、上半身脱帽に限ります。白黒・カラーは問いません。写真プリント用紙にプリントしてください

自立支援医療（精神通院）支給認定申請に必要な書類

申請者の個人番号と申請書を提出する方の身元が確認できる書類が必要です。(共通)

区 分	お持ちいただくもの
新 規 交 付	申請書、診断書(医療用)、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)、障害年金振込通知書又は障害年金の証書
更 新	申請書、診断書(医療用)、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)、受給者証、障害年金振込通知書又は障害年金の証書 ※診断書は2年に一度必要です。更新の申請は有効期限の3カ月前から出来ます。
県外より転入	申請書、石川県外で発行された受給者証(有効期限が1カ月以上残っているもの)、同意書、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)
受給者証再発行	申請書
記載事項変更	申請書、受給者証、健康保険の情報がわかる書類(資格確認書、保険情報のお知らせ、マイナンバーカード等)

自立支援医療（精神通院）の新規交付・更新手続きに必要な診断書は、手帳の新規・更新と同時に申請する場合に限り診断書（手帳用）及び自立支援医療費（同時申請）手帳用診断書投薬内容届を用意していただくことで、診断書（医療用）が不要となります。